



東京海上日動 マリンニュース

1999年アレスト条約の発効

要旨

1999年アレスト条約(以下、新条約といいます)が今般、発効要件を満たして本年9月14日付けで発効しました。新条約は1952年アレスト条約(以下、旧条約といいます)を改正して、その対象となる海事請求権の範囲を拡大しました。

旧条約にはEU諸国など世界の77ヶ国が加盟していますが、新条約の加盟国は発効に必要な最低条件の10ヶ国のみ加盟に留まっています。わが国はこれらの2条約のいずれも批准していません。

新条約の概要と、同条約の与える影響について、とりまとめてみました。

1. 新条約の概要

(1) アレスト条約とは

新条約は、1999年にUNCTAD(国連貿易開発会議)とIMO(国際海事機関)が共同開催した外交会議で採択されました。正式な名前は「船舶のアレストに関する1999年の条約」です。

ここで言う「アレスト」(arrest)という言葉は、債権者が一時的に船舶を差し押さえるという法律的な手続という意味です。新条約では「アレストとは、裁判所の命令による、海事請求権を確保するための船舶の留置又は移動の制限を言い、判決又は他の執行可能な文書の実現又は満足のための船舶の差押は含まない」と定義されています。差押えには、リーエン(船舶先取特権)にもとづく場合や、債権者が担保をもっていない債権を理由とする仮差押のケースがあります。

(2) 新条約の特徴

①「海事請求権」の範囲の拡大

両条約とも、船舶のアレストを一定の「海事請求権」(maritime claim)に限り、認めています。旧条約では17項目の海事請求権が規定されていましたが、新条約では、次のものが加えられ、全部で22項目となりました。

- ・船主または船舶賃借人が支払う船舶に関する保険料(P&I保険の保険料を含む)
- ・船舶に関して支払われる手数料、仲介手数料、代理店手数料
- ・船舶が原因となって生じた環境損害又は損害のおそれ
- ・海難残骸物の除去
- ・運送される物品に関係する損害(旧条約では、物品の損傷自体に限られていた)
- ・船舶の運航、管理のために船舶に供給される物品、用具、食料、燃料もしくは装備(コンテナを含む)及びサービス
- ・港、運河、船渠、停泊施設その他の水路の料金
- ・船舶の売買契約から生じる紛争

②規定内容の明確化

例えば、旧条約では、締約国以外の国旗を掲げる船舶も対象となるのか、明確な規定がありませんでしたが、新条約は「締約国の管轄圏内のあらゆる船舶に適用される」と明記しました。

2. 新条約の加盟国

(1) 新条約の発効要件は、締約国が10ヶ国に達した後、6ヶ月経過後となっています。今般、この経過期間が終了して、本年9月14日付けで発効しました。新条約の加盟国は次の10ヶ国です。

アルバニア、アルジェリア、ベニン、ブルガリア、エクアドル、エストニア、ラトビア、リベリア、スペイン、シリア

(注)この中でEU加盟国は、スペイン、エストニア、ブルガリア、ラトビアの4ヶ国ですが、この内、スペインを除く3ヶ国は最近のEU加盟国です。

(2)旧条約の加盟国は、世界の広範囲に及びEU諸国(イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、デンマーク、オランダなど)を含む合計、77ヶ国に上っています。なお、その他の世界の主要国の中では、アメリカ、カナダ、日本などは新旧いずれの条約にも加盟していません。

3. 新条約の影響

新条約の加盟国は現在までのところ比較的、少数に留まっていますので、影響は限定的と見られます。多くの国は、相変わらず旧条約に加盟していますので、現状に大きな変化は見られません。しかしながら、将来、これらの国で新条約を批准する国が出てくる可能性はあります。その意味で、今後の各国の動向が注目されます。

(注)例えば、北欧諸国(デンマーク、ノルウェー、フィンランド)は旧条約に加盟しつつ、新条約に署名しています(批准には至っていません)。イギリスなどの諸国も新条約の制定時には、その内容を支持していたようです。

以上